

## 令和3年第8回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和3年9月13日（月）
2. 場 所 市役所東庁舎4階 議場
3. 議 題
- (1) 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
  - (2) 議案第4号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
  - (3) 議案第5号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について
  - (4) 議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
  - (5) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 伊藤 仁 委員 長・影山 廣 輔 副 委 員 長  
岩田 典之 委 員・石井 恵子 委 員  
田中 和八 委 員・平田 新子 委 員  
広沢 修司 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者

### 市執行部

市 長	笠井 喜久雄
総務部長	中村 幸生
企画財政部長	津々木 哲也
総務課長	高山 博亘
秘書課長	齊籐 祐二
公共施設マネジメント課長	鈴木 隆宗
危機管理課長	山本 敏行
企画政策課長	池内 一成
財政課長	板橋 章
課税課長	山口 光敏
収税課長	宇賀 慎一
市民課長	今井 美由紀
上下水道課長	青木 元晴

7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石 井 治 夫  
主 査 今 井 好 美  
主 事 小 原 陽 子

## 委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。定刻となりました。会議に先立ち、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤 仁委員長 皆さん、おはようございます。本来、ここにパネルがついていたんですけども、今日、座って審議をするということになりまして、ちょっと見づらいかないということで、ちょっと離れているので、本日は取り外させていただきました。

よろしくをお願いいたします。

また、今後委員会におきましては、慎重なる審議とスムーズな委員会運営をお願いして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたり、各常任委員会に付託されました12議案を、それぞれの常任委員会において審議をいただくことになりました。

本日の総務企画常任委員会では、議案第3号から議案第5号及び議案第9号のうち、総務企画常任委員会が所掌する科目の4議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○伊藤 仁委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、令和3年第8回総務企画常任委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。初めに、マスク着用での発言に際しては、マスクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。発言は必ず挙手の上、私の指名に基づき行ってください。また、室内が暑くなるようでしたら上着を脱いでいただいて構いません。次に、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可いたします。なお、換気のため、扉、窓を開放

していますので、御了承願います。

これより日程に入ります。

- (1) 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第1、議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 ありがとうございます。これは、国の法令が変わったのでそれに伴う一部改正ということだと思うんですけども、個人番号カードの再交付の手数料の項を削るということです。白井市の実績として、年間何枚ぐらい個人カードを紛失したので再交付をしてほしいというような御要望があるのか。そういうニーズがどれぐらいあるのか。白井市でどうなんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。過去3年間の再交付件数は、平成30年度29件、平成31年度52件、令和2年度56件となっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

田中委員。

○田中和八委員 第1条の白井市手数料条例の一部改正について、お伺いをいたします。

令和3年9月1日から、個人番号カードの再交付手数料の徴収主体が、市から地方公共団体情報システム機構に移管されるというような説明がありましたが、9月1日から既に事務が移管されているのであれば、本条例の一部改正の施行日も9月1日でなくてよろしいのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 例規解釈、改正の方法に関することになりますので、総務課のほうからお答えいたします。

田中委員御指摘のとおり、本来であれば、関係法令の施行日に合わせて9月1日に条例改正をすべきところでございますけれども、今般、関係する法律の改正の公布が、今年の5月19日6月議会の直前になったということがございまして、6月議会への改正条例案の提案は見送ったところでございます。

例規解釈上、条例の一部改正が遅れた場合であっても、そもそも9月1日からは、個人番号カードの再交付の事務が市の事務ではなくなっていることになりますので、当然に手数料の徴収の根拠は失

われるため、問題はないと考えております。

ちなみに、近隣市町のほとんどが、本市と同様に9月議会の提案となっていると伺っております。  
以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 確認だけしておきたいと思うんですけども、徴収主体が市からJ-L I Sに変わるということですけども、この再発行手数料の800円というのは変わらないわけですよね。

○伊藤 仁委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。再発行手数料の800円に変わりはありません。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 市民がマイナンバーカードを紛失とか何かあった場合には、この再交付というのは今までどおり市が行うということで間違いありませんよね。

○伊藤 仁委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。法改正により、マイナンバーカードの再発行手数料の徴収主体はJ-L I Sに移行しましたが、法施行後もJ-L I Sとの委託契約に基づき、その徴収事務を市が行うこととなりますので、市民の方の手續に変更はありません。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 最後にもう一点だけ確認をしたいと思うんですけども、そうすると、市民が行う手續は今までどおり、再交付ですから市で行って、手数料の800円も市のほうに一旦払うと、こういうことでよろしいですね。

○伊藤 仁委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。市民の方から徴収する800円については、変わりなく、市のほうでお預かりするようになります。

市民の方から徴収した手数料は、市が歳入歳出外現金として保管の上、J-L I Sに納入することとなっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 そうしますと、今の続きになります。徴収事務が市から情報システム機構に変わって、市民は手数料も変わらず、手續の仕方も変わらず、今までどおり市の窓口に来てやればよいということですが、市はただ単に窓口業務のパイプ役になるだけで、市民から集めた800円を一旦市に保

管し、それを情報システム機構のほうに丸々出しちゃうんですか。つまり、情報システム機構から市に委託料とかそういったものは一切一円もないんですか。

○伊藤 仁委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 委託料は無料となっております。手数料徴収事務に要する経費につきましては、補助金及び地方交付税の対象となっているため市の負担は生じないこととなります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。市のほうには国から来るということですね。

最後に1つだけ、この地方公共団体情報システム機構というのは、どういう団体でどんな実績があるんですか。

○伊藤 仁委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。これまで全国の市町村の委任により、マイナンバーカードの交付業務等を行ってきた団体になります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第4号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第2、議案第4号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今回の条例改正の内容は、委員の任期を延ばす、上水道、下水道両方の事業を同時に理解するのは結構複雑なので、任期2年じゃ足りないというのは何となく分かるんですが、その任期の延長が1年という点について、この1年となった理由についてちょっとお尋ねします。

○伊藤 仁委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 2年から3年にするという理由ということでお答えさせていただきます。審議において長期的な視点での取組や役割が発揮できるよう、2年から3年ということに、1年余計に延ばさせていただきました。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今のお考えですと、1年じゃなくてももう2年とか、5年は長いのかな、もっと長くてもいいんじゃないかという議論もあっても不思議じゃないとは思うんです。その点についてはいかがでしょうか。

○伊藤 仁委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 先ほど長期的な視点でということでお答えしたように、委員のほうからも御指摘あったように、上下水道の水道、下水道2つの事業を委員の方に御理解いただくのは2年では非常に短いと。そういう観点から、4年という議論もありましたし、5年という話もありましたが、今附属機関条例の中で3年という形がかなり多くなってきております。4年になりますと、同じ委員に2年を2回やっていただければいいというような議論もありますので、今回の場合は3年という形にさせていただきました。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 ありがとうございます。3年に変える理由は長期的な視点でということですけども、例えばコロナによって集まりができなかったこと。あるいは、ほかの施設使用料なんかは3年に1回の見直しをするということになっているんですけど、市水を値上げしたということで、値上げも3年に1回回っていくとか。そういう根拠も関わっているのか関わっていないのかを確認させていただきます。

○伊藤 仁委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 前回水道料金のほうを見直しさせていただいたときに、審議会のほうからは附帯意見というのが出されております。その附帯意見の中では、社会経済情勢や水道事業の運営をよく踏まえた上で、おおむね5年ごとに適正な水道料金の検証、及び必要に応じて見直しを行うことという附帯意見をいただいております。

ですから、今のコロナの影響だとか、それから値上げ等の影響で3年に延ばしたということではございません。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 今回の答弁について確認ですけれども、3年ごとに見直すということではないということは解決しました。それから、5年ごとぐらいに見直しをしたいというお話は出ているということですけど、5年で必ず値上げするというのではなく、社会情勢を踏まえて、5年が6年とか8年になる可能性もあるという認識でよろしいでしょうか。

○伊藤 仁委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 委員の御指摘のとおりです。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 上下水道事業審議会の担任する事務というのは資料にあるとおりで分かりますが、そもそも上下水道事業審議会、そもそもの事業の役割というのは、何を狙っているんですか。

○伊藤 仁委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 役割についてお答えさせていただきます。事業の円滑な運営を図るため、運営や料金及び負担金などに関することについて、議会の議論や議決のみではなく、市長の諮問に応じて識見のある人や市民の意見を事前に聞き、事業に反映させるものとして役割を考えてございます。

今まで行ってきた審議の具体的な例ですけれど、水道事業経営戦略の見直しについて審議をしていたり、下水道事業経営戦略の策定について審議をいただいております。先ほど来出ている水道料金の改定についてもそうですし、下水道料金の改定、受益者負担金分担金の決定なども、過去の例としては審議をいただいております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 担任する事務が、これだけではなく、そもそもの役割というのは、経営戦略の見直しなんかもちろっとやっているということで、よく分かりました。

では、今現在、この審議会は今継続しています。令和2年3月16日から、今任期は令和4年の3月15日までとなっておりますが、この1年、コロナで大変だったとは思いますが、今までの審議会の会議の回数とか、どんな活動があったというのは分かりませんか。

○伊藤 仁委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 昨年度の審議会の実績としましては、令和2年10月15日と、3年1月29日に審議会のほうを開催させていただきました。審議の内容につきましては、先ほど御説明させていた



だいた、水道事業の経営戦略の見直し、令和2年度4月から公営企業へ移行した下水道事業の経営戦略を新たに策定し、白井市上下水道事業経営戦略をまとめるため、先ほどの2回の会議を開催しております。

それから、令和2年10月15日開催の審議会の際に、委員の方たち何人かは初めての方もいらっしゃいましたので、配水場のほうの視察を行いました。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 それでは、現在構成委員というのが、学識経験者、受益者、市民というふうになっていますが、この内訳をお尋ねします。

○伊藤 仁委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 それでは、現在の委員の構成について御説明させていただきます。学識経験者として、大学教授、元市議会議員、税理士、千葉県印旛沼下水道事務所長、印旛郡市広域市町村圏事務組合企業部長、それから受益者といたしまして、社会福祉協議会からの推薦、商工会からの推薦、公募3名の合計10名という形の構成になってございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 現在の構成委員は分かりました。では、来期というんですか、次期の構成委員はこれと全く同じですか。

○伊藤 仁委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 次期委員構成についてお答えさせていただきます。より消費者からの意見を反映させるため、学識経験者を1名減らしまして、大学教授、水道、下水道の各協会の委員、これは日本水道協会、日本下水道協会という全国的な団体がありますので、そちらから1名ずつ、税理士、受益者として消費者センター相談員を1名増やし、社会福祉協議会からの推薦はそのまま、商工会からの推薦もそのままということで、公募については今までどおり3名、計10名ということで予定しております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり可決されました。

(3) 議案第5号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第3、議案第5号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 それでは、附則の第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についてなんですが、確認の意味で、セルフメディケーション税制、この内容を伺います。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 セルフメディケーション税制についてお答えいたします。セルフメディケーション税制とは、特定の医薬品購入額の所得控除制度で、医療費控除の特例として、これが目的になりますが、健康の維持増進及び疾病の予防を目的としまして、これらの一定の取組を行う、個人が平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品、これは何かと申しますと、具体的には市販されている風邪薬とか胃腸薬、腰痛などの貼り付け薬などになりますが、こうしたものを購入した際に、その購入費用について所得控除を受ける制度となります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第5号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○伊藤 仁委員長 日程第4、議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第5号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

それでは、最初に歳出について質疑を行いますので、ページ数で11ページの頭から12ページの財産管理費まででお願いいたします。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 まずは12ページの公有財産の管理活用に要する経費のところですか。委託費、測量設計委託料、不動産鑑定委託料というのがあります。こちら、聞くところによりますと、かなり白井駅から近い土地だと聞いておりました、ここの鑑定をすることによって、売ることはもう前提条件となっているのかどうか確認したいと思います。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。まず、場所につきましては、委員のおっしゃるとおり、白井市笹塚3丁目の集会所予定地として市が所有している土地になります。

こちらにつきましては、自治会のほうに確認したところ、今後集会所の建設予定はないという申入れがありまして、市としても利用の予定が今後ないことから、売却を予定しております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今御答弁にもありましたように、笹塚3丁目、もう少し具体的に言うと北口の駅前スーパーの道を挟んで向かい側という、隣はケーキ屋ですとか、一等地といえれば一等地に当たるわけです。現在白井市では、白井駅前とか西白井駅前の活性化とか、そういったことをちょっといろいろ考えているところだと思うのですが、この土地の在り方と言いますか、確かに住宅地ということにはなっているんですけども、駅から本当に程近いポイントで、何も活用するすべはないのか、あ

るいは売るときに当たって、そういうにぎわいとか商業とか、そういったことをちょっと考慮を入れたりするのかなどか。そこら辺の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 まず、場所は委員のおっしゃるとおりマンションのすぐ脇の道路の向かい側の土地になりまして、市のほうで利用があるか、この駅の活性化云々というところなんですけれども、まず、土地の用途が第一種の低層住居地域ということで、基本的には戸建て住宅がメインになるということになります。

売却に当たりましては、周囲の景観とかその辺りも踏まえまして、基本的には宅地になるような条件を付すようなことを予定しております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに。

田中委員。

○田中和八委員 ちなみに、今の当該地、土地の大きさというのはどのぐらいあるんですか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 敷地の公募面積としましては347平方メートルあります。ただ、今そちらの土地について、自治会のほうに防災倉庫の置場として一部貸付けを行っておりまして、その貸付け部分につきましては残すような形で売却を予定しております。

ですので、最終的な売却面積につきましては、今後の測量等で計算することになっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 続いてちょっと質問させていただきたいんですが、11ページの総務費1項1目の一般管理費の10番、人事事務に要する経費の地方公務員の定年引上げに伴う新制度支援業務委託料、これについてなんですが、業務委託の内容をお伺いいたします。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。地方公務員の定年引上げの実施に当たりまして、本年6月、国家公務員法及び地方公務員法の一部改正がされております。令和5年度から定年年齢が段階的に引上げられまして、令和13年度には定年年齢が65歳まで引上げられるということになっております。

地方公務員法の一部改正法の施行日は令和5年4月1日を予定しておりまして、あと1年半ほどで期限を迎えます。新制度の体制整備をする必要がありますが、この定年引上げに伴う業務がかなり膨大になりますことから、新制度の支援業務を委託するものでございます。

業務の内容は、大きく分けて3つございます。

1点目が、制度理解支援となります。見直し後の定年制度を職員がしっかりと理解をするために、定年延長対象者と、それから人事担当者を対象に、定年制度の内容の研修の支援をお願いするもので

ございます。

2点目ですが、例規整備支援でございます。改正地方公務員法の概要資料の提供や、法改正に伴い改正が必要になります条例、あるいは規則などの例規の影響調査、それから例規改正案の作成支援、これらをお願いするものでございます。

最後、3点目になります。制度運営支援でございます。こちらの制度に関しますオンラインのヘルプデスクの開設や、今回の制度に関するQ&Aの提供などをお願いするものでございます。

概要は以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 差し障りがなければ、委託先、どのような業者を考えているのかお伺いいたします。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今回の支援業務については、かなり専門的なことを伴います関係で、この支援業務を行える業者が今のところ1社しかございませんので、その1社と一者特命随契を行う予定でございます。

ちなみに、対象業者は市の例規集の整備も併せて行っていただいています株式会社ぎょうせいを予定しております。

以上でございます。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、5目の財産管理費のほうですけども、先ほどの続きになりますけども、売却予定地が笹塚3丁目の集会所予定地ということで、自治会と話し合ったら集会所を建てる予定はないというか、要はこの場所が要らないということですけども、どういう話し合いをしたのか、なぜこの3丁目自治会が集会所を建てるつもりはないと言ったのか、その辺のことを聞かせてもらえますか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。集会所予定地につきましては、基本的には自治会のほうに集会所を建てられている地区等については貸付けを行ってしまして、今回、まだ集会所は建てられてなくて、市のほうで草刈り等を行っている地区に対しまして意向調査をかけさせていただきました。その中で、具体的に今後建設予定がないという申入れが笹塚3丁目のほうからありましたので、今回売却を行うというふうに至ったものでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 もちろん、自治会の負担がありますから、それはいろんな考えがあるんでしょうけども、そうすると、この自治会は現在、例えば役員会であるとか、あるいは総会であるとか、そういったような自治会のみんなが集まる会合というのはどこで行っているんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 こちらの笹塚3丁目に限定してお話しさせていただきますと、こちらの自治会のほうで臨時の総会にかけて、皆さんの意見を総意として市のほうに報告があったというふうに聞いております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 どこでやっているか。現在どこでやっているか。

鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 すいません、もう一度質問をお願いして、申し訳ございません。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これ、戸建てですから、マンションとか団地のように集会室というものが多分ないわけです。そうすると、こういう戸建ての団地といたしますか、住宅は、自分たちでみんなが集まる集会所を建設しているわけですが、今現在、この3丁目自治会には集会所がないわけですね。そうすると、年に1回の総会であるとか、あるいはみんなが集まって役員会であるとか、あるいは何かの、進級とか進学祝いがあるのか分かりませんが、要は自治会の会員が集まって行う催しとか会合は、どこで行っているんですかという質問です。

例えば、白井駅前センターとか、あるいはどこかスーパーの2階だとか、どこで行っているんでしょうかという質問なんですけども。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 どちらで今行っているかというのは、駅前センターで行っていると聞いております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 もう一度確認をしますが、要は自治会それぞれ個人の負担が大きいので、今後も含めて、集会所は建設をしないということを総会で、臨時総会ですか、決定したと、こういうことですね。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 決定に至る途中経緯については、申し訳ございません、ちょっとこちらで把握はしてないんですけれども、最終結論といたしまして、今後設置予定はないというふうに伺っております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今のまた続きといたしますか、また同じ財産管理費のところですが、地元の自治

会として使わないという意向は分かったという、その後ですけれども、市としても使わないという結論でしたが、その際に各庁内で、例えば都市計画課とか、あるいは商工振興課とか、各部局に照会とかかかっているのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 中村総務部長。

○中村幸生総務部長 市有財産につきましては、公有財産利活用基本方針というのが定められております。この中で、普通財産に当たって、どういうケースの場合は売却していこう、使っていこうというような、内部、市の中でルールとして決めておりますので、それに基づいて今回の普通財産については、面積等、あるいはその他勘案して、市で活用していく予定がないということで売却するということの方針に至ったものです。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 では、こういった財産の売却の際には、そもそも売るよという、ここにこういう土地があるという情報が、全庁的に共有されてないという理解でよろしいですか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。まず、市の普通財産としましては公共施設マネジメント課で所管しておりまして、今後こういった売却とか不要な土地というんですか、そういったものが発生した段階で、利活用について各課に照会をはけることとしております。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 照会しているということは、今回のこの土地に関しても、どこに照会したのかというのは言えますでしょうか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 今、詳細についてちょっと確認させてもらっております。御回答は、改めてさせていただきたいと思えます。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 それでは、先ほども質疑があったんですが、もう少し詳しくお聞きしたいと思えます。11ページの一般管理費の中の地方公務員の定年引上げに伴う申請制度支援業務委託料のところ、もう少し詳しく伺います。

委託については、委託の内容が分かりました。その前に、そもそも、この地方公務員の定年引上げに伴う新制度の中身なんです、先ほどさりと、それこそ国家公務員の待遇も変わって定年も変わってきて、やっとなんか地方公務員のほうに来たということだと思えます、現在も60歳定年で、その後、再雇用であったり会計年度制度があったり、いろいろ60歳からその後の働き方はいろいろな制度があると思えますけど、今回この新しい新制度になると、何がどんなふう、ただ定年が引き延ばされ

て、そこは分かります。2年ごとに1歳ずつ引き上がる、そこは分かりますが、待遇とかという面では、何がどうなるというのが、細かくは分からなくても、あらかじめ大まかにでも、こうなるということが分かっているのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今の65歳の定年の引上げが、60歳以降どんな形で職員に影響があるかということでお答えさせていただければ、定年は先ほどお話ししました令和13年度以降は全ての職員が65歳をもって定年をするということになります。一方で、60歳を境に、今いわゆる役職定年、いわゆる管理職手当を支給されている職員はその役職を降りるということを、国家公務員法のほうでは決まっております、地方もそれに倣うこととなりますので、1つは60歳で管理職が役職を降りるということは決まっております。それから、現行の再任用制度については、今65歳までの年金無給期間をなくすということで制度化されておりますけれども、この65歳の定年引上げをもって再任用制度自身は廃止をされます。ただ、その間、先ほど申し上げました段階的に引上げますので、暫定的な再任用職員はおりますけれども、その制度に今後は代わりまして、定年前再任用短時間勤務職員という新たな職が設置されることが決まっております。こちらについても、国の制度に倣って地方公共団体が導入をするということとなりますので、それらの詳細な手続、条件などについて、これから調査等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。大きく変わる人事のことでもありますし、公務員の皆さんの今後の生活のことに関わってくる非常に大事な問題であると思うので、そこら辺はよりよく、詳しくやっていただくようお願いしたいんですが、委託するこの内容のところ、今年度は143万円です、今回の補正で。これは委託する委託料として143万円です。今年度だけで終わらないということで、継続費も出ていますが、まずここで聞くのは今年度のこの143万円の使い方なんですけど、どこまで、この業務内容、先ほど言われた3つを一遍にやるわけじゃないと思うんです。まず、この新制度の理解、支援が一番に来るのかと思いますが、そこら辺のこの143万円を使って何をどんなふうに行っていくのかというのが、スケジュール的なものが分かりますか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えします。先ほど3つの主な業務を説明いたしましたけども、併せて今回の継続費補正で設定をお願いしております。今年度の事業については、今、石井委員のほうからお話あったとおり、まず職員がこの制度の理解をしっかりとしないといけませんので、この定年引上げ制度に関する説明会の支援を業者のほうにお願いをして、対象となる職員と、その運用を担当する人事担当職員に対する説明、研修の実施を早急に行いたいと考えています。

併せて、来年の9月議会を今のところ目標にしておりますけれども、かなりの本数の条例改正、そ



れから規則改正、それぞれがございますので、白井市のそれらの例規の改正、あるいは新規制定が必要な条例案の立案を併せて業者のほうで調査をして、その内容を市のほうに上げていただくということを考えておりますので、今年度に行う大きな事業については今の研修の支援と、それから例規改正の整備の支援、こちらの2本が今年度の主な事業になってくるかと思えます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 これは、国が65歳定年のほうに向けて動き出したということで、白井市だけがやっていく問題ではなく、地方自治体全てが取り組まなくてはいけない問題だと思うんですけども、先ほど委託業者は現在のところ1社しかないと言われました。それで、白井市の進捗状況が他自治体に比べて早いのか遅いのか、あるいは的確であるのか、その辺の判断はどう考えていますか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。他市の状況は、詳細までは調べておりませんが、今回、株式会社ぎょうせいのほうから提案している支援業務の発注を予定している市町については、幾つか確認はしております。

です。今回は、白井市としては9月議会で補正予算の提案をしておりますので、比較的早く対応できているものかと思えます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございませんか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 11ページの人事事業に要する経費のところ。委託料なので、ちょっとこの聞き方かどうかと思うんですけども、先ほど御説明の解説の中に、60過ぎたら役職を降りていただくという話でした。そこから5年間お勤めしていただくわけですけども、その職員のモチベーションといいますか、働きがいを維持していくような、そのために必要なことというのは、何か白井市の中では捉えているところはございますでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えします。今の職員のモチベーションのお話については、どちらかというと管理職役職定年を迎えた職員に対するものではございませんで、制度上は、若い職員、中間層の職員、そちらの職員が、役職をずっと65歳まで続けることになると、役職に就けないというモチベーション低下を懸念しての制度になっておりますので、どちらかといいますと、若手、中間層の職員たちに対するモチベーションの低下を抑制するというか、モチベーションを下げないようにするという制度と理解しております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに、ここままで質疑は。

鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 先ほど影山委員のほうから、こちらの土地売却予定地につきまして、関係課等に照会をかけているのかという御質問があったかと思うんですが、そちらにつきましては、こちらの土地につきましては、比較的土地の面積等も小規模ということもありまして、全庁的な照会については、まだしていない状況であります。

ただ、今後、改めて関係課のほうに利用予定があるかどうか、確認はしたいと思っております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

中村総務部長。

○中村幸生総務部長 先ほど、地方公務員の定年引上げに伴う支援事業の関係で、どんな業者を予定しているかという質問があったんですけども、これにつきましては、あくまでも市のほうの業者選定制度に基づいてこれから選定していきますので、今、想定されているのは1社しかないという話がありましたけれども、選定についてはルールに沿ってしていくこととなりますので、一応申し添えておきます。決まっているわけではないということになります。

○伊藤 仁委員長 委員の皆様、その件については大丈夫ですか。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。再開を11時といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○伊藤 仁委員長 それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは、歳出の12ページの2款1項6目企画費から8目複合センター費までで質疑をお願いいたします。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 大丈夫ですか。

ないようでしたら先に進みますが、大丈夫ですか。

失礼いたしました。複合センター費は含まれませんので、企画費だけで質疑は大丈夫でしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、2款2項の13ページの徴税費から、2款6項の監査委員

費までで質疑をお願いいたします。

平田委員。

○平田新子委員 14ページ、賦課徴税費の1)の委託料で、基幹税務オンラインシステム改修費用と  
いうのがありますがけれども、これはどういった内容の改修だったかを教えてください。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 こちらの改修費につきましては、今回、コンビニ交付をしていく上で、システ  
ム等の改修費になります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 すみません、今のに加えて質問ですけど、コンビニ交付はもう既に始まっていまし  
て、そのシステムはあったはずですけども、それを拡大するとか変更するとか、もうちょっと詳しく  
お願いします。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 お答えいたします。今回は、既に住民票等のコンビニ交付サービスは開始され  
ておりますが、新たに拡充するものとして、住民税関係の交付サービスの開始を今準備しているところ  
にあることから、税関係のシステム改修に要するものとして計上するものとなります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 同じところですが、コンビニ交付証明書発行委託料のところになりますが、コンビニ  
交付の拡充ということで今回の補正になっております。それでは、今まで行っていたコンビニ交付の  
実績を伺えますか。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 コンビニ交付の実績についてお答えいたします。過去の平成30年度の住民票等  
のコンビニ交付率になりますが、平成30年度で2.20%、31年度で3.15%、令和2年度で6.4%となっ  
ております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 やはりコンビニ交付は非常に便利ですので、これが周知されていって、また皆さん  
にもなれていただければ、だんだん上がっていくのかと思います。今までは住民票と印鑑証明だけだ  
ったかと思うんですが、今度拡充する部分は税の関係だということですけども、具体的に住民税だけ  
ですか。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 今回、コンビニ交付を準備をしておるのは、住民税関係で最も交付の多い課税証明、非課税証明、所得等証明の交付を準備していくものとなります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

それでは、次に参ります。

17ページ、民生費の中の1項6目国民健康保険費と、7目の介護保険費についてと、9目の後期高齢者医療費、この3つで質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 大丈夫ですか。

質疑はないものといたします。

続きまして、22ページ、4款衛生費、3項上水道費について、御質問ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは次に参ります。25ページ、土木費、4項1目都市計画総務費の中の6節、公営企業の部分を、質疑をお願いいたします。大丈夫ですか。

それでは、ないものとして、続きまして、26ページ、8款の消防費についての質疑をお願いいたします。

大丈夫ですか。

それでは、次に参ります。

30ページ、31ページの公債費について、質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、歳出について、全体を通して何かございましたらお願いいたします。

ないようですので、続きまして歳入に入りたいと思います。

歳入、8ページの10款地方特別交付金と11款の地方交付税について質疑をお願いいたします。

大丈夫ですか。

それでは、次に進めさせていただきます。

9ページ、16款県支出金と19款の繰入金、続きまして10ページの市債、この3つで質疑をお願いいたします。

大丈夫ですか。

それでは、質疑はないものと認め、次に進めさせていただきます。

続きまして、5ページの継続費補正について質疑をお願いいたします。継続費補正については、大丈夫ですか。

ないようですので、続きまして、地方債補正、消防センター整備事業と臨時財政対策債について、

何か質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 消防センターの整備事業のところで、1点だけ確認させてください。これは、借入れ限度額が増えたということですが、事業の内容をもう1回教えてください。

○伊藤 仁委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 消防センター整備事業の起債額が増えたことについてお答えいたします。もともこの消防センター事業といいますのは、名内地区にあります、昔でいう消防小屋というところの火の見やぐらが老朽化によって倒壊する可能性があるということで撤去をして、そこにホースを干すホースポールというものを新設するものです。

当初予算のときには、このホースポール整備事業分だけは地方債の対象ということが確認できていましたので、そこを地方債の対象としておったんですけども、県との協議の中で、火の見やぐらの撤去分も地方債の対象にしていいということが確認できましたので、ここで増額補正するものです。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑がないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方はいらっしゃいますか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 賛成の立場で討論をさせていただきます。

私がちょっとしつこく質問しました公有財産の管理活用に要する経費について、こちらの御答弁の中で一応庁内にも利用について照会をかけるという御回答をいただきました。それはよかったと思います。

今回の物件に関しては、用途制限や狭さというのがありますが、駅前の一等地ということで、市全体の土地利用の在り方、空間の在り方、まちづくりへの、例えばにぎわいの創造などの配慮等を考え、単純に売るだけではない、いろいろな検討を、今回に限らず今後も考えていただきたいということだけを申し上げて、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(5) 閉会中の継続調査について

○伊藤 仁委員長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に関わる所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○伊藤 仁委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、総務企画常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

閉会 午前11時05分